

## 国土交通省の法令

施行：令和2年4月1日（道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日）

### 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）抜粋

第五十七条の二 自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするもの（以下「自動車製作者等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は当該自動車の使用者が点検及び整備（第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。次項において同じ。）をするに当たって必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であって国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、自動車製作者等は、その製作する自動車で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報であって国土交通省令で定めるものを当該自動車の使用者に提供するよう努めなければならない。

### 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）抜粋

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと
  - 二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあっては、この限りでない。
  - 三 自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報をを用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。
  - 四 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。
- 2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。
    - 一 有償（合理的かつ妥当な金額であって、不当に差別的でないものに限る。）とすること。
    - 二 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあっては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足る能力及び体制を有することが確認された者に限ること。

- 三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となった場合においては、当該提供を終了すること。
- 3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。
- ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。
- 一 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号
  - 二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第二号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報
  - 三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報
  - 四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報
- 第八条 法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

#### **国土交通省告示第二百三号 抜粋**

自動車点検基準第7条第3項ただし書きの国土交通大臣定める技術上の情報を定める告示

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）第7条第3項ただし書きの国土交通大臣定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。

- 一. 施錠装置及び盗難発生警報装置に係る情報。
- 二. 電気通信回線を通じて自動車の電子計算機に指令を与えるための情報であって、当該自動車の改造に不正に使用されるおそれのあるもの。
- 三. プログラム等の設計及び自動車を販売するときに行うプログラム等の改変に関わる情報。

#### **自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号） 抜粋**

（指定の申請）

第二条（略）

第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車であって運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行ったもの（以下「走行車」という。）を、機構に提示しなければならない。

（略）

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。

(略)

七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条第三項及び第八条技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。) を記載した書面